

石巻産業創造株式会社

【平成24年度】

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書又は正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キヤッショ・フロー計算書
(作成していないため不添付)
- (7) 財産目録 (作成していないため不添付)
- (8) 事業計画書

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は石巻産業創造株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 石巻地域の産業振興を図るため技術、経営、販売、財務等に関する指導、情報提供、調査研究、研修、各種催物、展示会並びに地域交流促進事業の企画運営
2. 情報提供サービス業、情報処理サービス業、コンピュータソフトウェアの開発設計並びに製造販売賃貸
3. 不動産の賃貸及び管理
4. 石巻トウモロービジネスタウン内の施設管理、セキュリティ等の受託業務
5. 工業所有権、コンピュータソフトウェア、映像、音楽等に関する著作権などの財産権の取得、譲渡、及び貸与に関する業務
6. 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告によるものとする。

2. 前項の場合において、電子公告による公告をすることが出来ない事故その他やむを得ない事情が生じたときは、宮城県石巻市内において発行する石巻かほくに掲載する。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

3. 監査役会
4. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株券の種類)

第 7 条 当会社の発行する株券の種類は、1株券、10株券、100株券及び1000株券の4種類とする。このほかに、1000株券未満の株式については、その株式数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株式の名義書換、その他株式の取扱に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続)

第 12 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主又はその法定代理人は、当会社の株主に委託して、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、代理人は当会社に対し、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事運営規則)

第 16 条 株主総会の運営について、法令及び定款に定めのない事項は、株主総会の定める株主総会議事運営規則による。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した役員はこれに署名若しくは記名押印して、当会社に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第 19 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第 21 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 23 条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2. 取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
3. 前項の場合代表取締役は、各自会社を代表する。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会の運営について、法令又は定款に定めのない事項は、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した役員は署名若しくは記名押印するものとする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、3名以上4名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 29 条 監査役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役の互選により、常勤監査役を置く。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するもとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会の運営について、法令又は定款に定めのない事項は、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任及び解任の方法)

第 36 条 会計監査人の選任及び解任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という）に対して剩余金の配当を行う。

2. 剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則 制定：平成9年3月24日

- 1、平成10年10月13日 一部改正
- 2、平成16年6月28日 一部改正
- 3、平成17年6月22日 一部改正
- 4、平成19年6月26日 一部改正

取締役・監査役・会計監査人名簿

平成24年6月12日現在(順不同)

役職名	氏名	他に兼務する職名	当初就任年月日
代表取締役社長	西村 洋一 にしむら よういち	前石巻市産業部長	平成24年6月12日
専務取締役	木村 和夫 きむら かずお	なし	平成17年8月25日
取締役	宮原 光穂 みやはら みつほ	宮城県経済商工観光部次長	平成24年6月12日
取締役	北村 慶朗 きたむら けいろう	石巻市副市長	平成22年6月15日
取締役	今野 健吾 こんの けんご	学校法人専修大学常務理事 石巻専修大学事務部長	平成23年6月16日
取締役	高橋 武徳 たかはし たけのり	石巻商工会議所専務理事	平成24年6月12日
常勤監査役	松原 英孝 まつばら ひでたか	元石巻市監査委員	平成14年6月26日
監査役	丹野 雅也 たんの まさや	株式会社七十七銀行取締役石巻支店長	平成21年6月12日
監査役	高橋 賢志 たかはし かつし	石巻信用金庫理事長	平成11年6月28日
監査役	木村 繁 きむら しげる	石巻商工信用組合理事長	平成16年6月28日
会計監査人	高橋 賢二 たかはし けんじ	高橋賢二公認会計士・税理士事務所所長	平成23年6月16日

平成24年度 事業報告書

事業の概況

- (I) 事業の経過及び成果
- (II) 設備投資の状況
- (III) 主な実施事業

会社の概況

- (I) 現状及び課題
- (II) 株式の状況
- (III) 取締役並びに監査役、会計監査人

事業の概況

I 事業の経過及び成果

平成 24 年度は平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響が続いており、地域産業は復興に向けた地ならしの状態からスタートいたしました。このような状況のなか、当社は売上高で 45,076 千円（対前期比△3,054 千円）を計上いたしました。

賃貸収入（テナント事業収入）は東日本大震災で入居した被災企業の退去と、新規入居企業間で退入居の時期ずれが生じ、40,262 千円（対前期比△2,033 千円）を計上いたしました。この結果、売上高の約 90% をテナント事業で占める収益構成になっており、平成 23 年 2 月に策定した経営改善計画書のとおり、テナント事業に集中した事業を展開することが出来ました。

収益面では経常利益で 9,508 千円（対前期比△9,122 千円）を計上いたしましたが、係争中であった裁判がすべて終了いたしましたので、未収賠償金の残金 5,931,554 円を特別損失にて償却処理をいたしました。

最終の当期純利益は 2,573 千円（対前期比△15,309 千円）を計上し、累積損失については 708,835 千円（対前期比△2,573 千円）となり、2 期連続で累積損失の減少を図ることが出来ました。

施設利用収入（時間貸し）は、当初の予定どおり全館テナント室に転用したことから、収入実績はありませんでした。

なお、当社のテナント事業以外の各種事業については下記のとおりです。

II テナント事業以外の実施事業

- | | |
|---|----|
| (1) 経営相談会（石巻市受託分） | 7回 |
| (みやぎ産業振興機構共催分) | 4回 |
| (2) セミナー・なでしこ開成塾（石巻市受託分） | 3回 |
| ものづくり開成塾（石巻市受託分） | 2回 |
| (3) 石巻 I C T 戦略会議の活動（石巻市、宮城県、石巻専修大学、地元に拠点を置く ICT 企業） | |
| (4) その他事業 | |
| ・ホームページによるセミナー開催や補助金公募状況等の提供 | |
| ・自動車関連産業集積部会の実務担当会の活動、IM プロジェクトの活動等 | |
| ・インフォメーションロビーに地場産品、地元企業の開発品等を展示し県内外の来館者に広く PR を行いました。 | |

III 設備投資の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の設備投資の状況は、別添「決算書類に係る附属明細書「有形固定資産及び無形固定資産の明細」のとおりであります。

会社の概況

I 現状及び課題

1：テナント入居状況について

平成 24 年度のテナントの状況は東日本大震災の被災企業 3 社（4 月末に石巻ガス（株）・7 月末に（株）ヤマニシ・3 月末に日本通運（株））が退去しました。その後に（株）ジーエル（5 月）、（株）トラストパートナーズ（8 月）（株）NTTデータ（8 月）が入居しました。賃貸収入はそれぞれ入居時期で 1~3 ヶ月のずれが生じたため全体で前年比△2,033 千円の 40,262 千円の計上にとどまりました。

平成 25 年度は全 17 室が満室の状況でスタートいたしましたが、安定したテナント収入が収益基盤の確立に直結するものと考え、今年度も間断のない賃貸収入を目指したテナント募集活動を県内外に広く展開してまいります。

2：施設利用収入（時間貸し部屋）について

平成 25 年度も引き続き全室テナントとして満室状況が続く見込みであり時間貸室はアドバイザールームに限定することといたします。

3：ルネッサンス館の補修工事等について

当館の場合は地盤沈下等の影響により建物の老朽化が予想以上に速いこともあります、建物外観並びに共用施設（トイレ等）の汚れが目立ち始めており、東日本大震災の被害については、建物自体には大きな損傷はなかったものの、ホテル、階段等の内壁に亀裂が生じました。（表面の壁材の損傷等）

当ルネッサンス館は平成 13 年 11 月オープンから 10 年以上が経過し随所に補修並びに機器の交換時期が到来しつつあります。

平成 25 年度の補修計画の主なものとして、全館警備システムの機器老朽化に伴う増改修工事、電力区分開閉器の交換、テナント入居者健育会の 2F から 1F への移転に伴う電源等の工事など、約 2,200 千円の予算を計上しております。

また、小規模な修繕等については日常的に保守点検を行いながら、建物管理については常に入居テナントの利便性を第一に考え、企業経営に欠かせない「顧客第一主義」に徹した接客態度と清潔感を与える建物の維持・管理をより一層推進してまいります。

4：裁判関係について

○下記①～⑦の損害賠償請求事件等の裁判は全て終了致しました。

① 日立ビルシステム（損害賠償請求額：42,735,042円）につきましては、平成18年1月24日に東京地裁で当社敗訴の判決が出ました。しかし、平成18年2月2日に東京高裁に当社より控訴をしました。その後裁判上の和解が平成18年7月31日に成立し、平成18年8月31日に和解金5,000千円を回収いたしております。

② (有)アピールと同社代表取締役武田健次につきましては、17年10年25日に当社勝訴の判決（損害賠償請求額16,642,500円）が出て、平成17年11月17日に債務名義を取得しております。

その後、自宅等を訪問し返済交渉をいたしました結果、平成18年11月より毎月返済を開始し、平成25年3月末までに累計7,050千円を回収いたしております

③ 末富一につきましては、平成17年3月9日当社勝訴の判決（損害賠償請求額38,850千円）が出て、平成17年3月31日に債務名義を取得しております。

その後、再三の請求にも応じないため現住所の埼玉県入間市に平成19年1月に現況調査（自宅並びに入院先の清瀬市複十字病院）を実施いたしましたが、本人は無職で所有不動産の把握は困難な（賃貸マンションに入居）状況にあると思われます。平成21年6月に埼玉県入間市の末富の現住所に郵送しました内容証明郵便物が福島県須賀川市に転送されました。これに基づき平成21年2月6日須賀川市に出向き市役所、郵便局を訪問し実地調査を行いましたが（住民票が入間市にあるため）具体的な住所確認はできませんでした。

平成25年2月1日埼玉県入間市に出向き、入間市役所に末富の住民票を請求し、現住所を確認しましたが平成21年10月20日にトルコ共和国に転出となつており、損害金の回収はより一層難しくなりました。

④ 石塚勇治につきましては、平成19年3月28日に当社の損害賠償請求額33,850千円に対し27,195千円を支払えとの第一審判決が出ました。平成19年5月15日石塚より和解金10,000千円で和解の申し出がありました。検討の結果、平成19年6月14日和解金10,500千円で裁判上の和解が成立し、平成19年6月29日に和解金10,500千円を回収致しました。

⑤ 渡邊和夫につきましては、損害賠償請求裁判（損害賠償請求額 55,492 千円）が仙台地方裁判所で平成 18 年から平成 21 年 3 月までに計 22 回の裁判が開かれました。

平成 21 年 3 月 19 日に当社勝訴の判決が出ました。

平成 21 年 5 月 1 日、「強制競売開始決定」（H21 年（ヌ）34 号）が出ました。

平成 21 年 11 月 11 日、仙台国税局より渡邊和夫の競売物件に対し交付要求、参加差押 8,636,300 円の送付がありました。

平成 22 年 3 月 5 日、新たに表示登記をした、家屋番号 14 番 7 の 2 に対して強制競売開始決定（H22 年（ヌ）13 号）が出ました。

これにより、H21 年（ヌ）34 号と H22 年（ヌ）13 号の両事件を併合のうえ土地、建物を一括競売し、平成 23 年 2 月 17 日に上記の国税交付要求金 8,636,300 円を差し引かれた競売代金 24,010,946 円を回収致しました。

⑥ 菅原康平（元当社代表取締役社長）小笠原友二（元当社代表取締役専務）2 名に対する損害賠償請求裁判（平成 21 年（ワ）102 号）につきましては、平成 21 年 7 月 17 日、仙台地方裁判所石巻支部に損害賠償請求額 13,000 千円、仮執行宣言付の訴状を提出し受理されました。

平成 21 年 9 月 11 日、第 1 回裁判が開かれました。

これ以降平成 24 年 7 月まで計 14 回の裁判が開かれております。

その中で小笠原友二とは平成 23 年 12 月 16 日和解金 300 万円で裁判上の和解が成立しました（和解一時金 200 万円、残金 100 万円は平成 24 年 1 月より同年 10 月まで毎月 10 万円を分割して支払う）

菅原康平とは上記小笠原友二との和解が成立したことにより、損害賠償請求金額を 1,300 万円から 1,000 万円に減縮（平成 24 年 2 月 7 日）いたしましたが和解に至らず裁判を継続しました。

平成 24 年 8 月 3 日仙台地方裁判所石巻支部判決では当社の主張が認められず敗訴いたしました。当社は第 1 審の判決内容を不服として平成 24 年 8 月 20 日に仙台高等裁判所に控訴致しました。

平成 24 年 12 月 3 日仙台高裁にて第 1 回の裁判が行われ、その場で裁判長より職権にて双方に和解勧告が出されました。

しかし、先方より和解はしないとの回答があり、当社の求める「裁判上の和解」は不可能となりました。この結果、仙台高裁の判決を待つことになり平成 25 年 2 月 13 日の仙台高等裁判所判決では「控訴棄却」の判決が出されました。平成 25 年 2 月 19 日の取締役会において、仙台高裁の判決に対する対応を諮ったところ、最高裁判所まで進めても勝訴の見込みは困難として「上告をしない」ことに決議し、平成 25 年 2 月 28 日判決は確定致しました。

⑦ 仙台国税局との競売代金（渡邊和夫分）の配当異議申立事件（平成 23 年 1 月 24 日（ワ）114 号）

平成 23 年 1 月 24 日に仙台国税局の競売代金に対する交付要求に対し、仙台地方裁判所に交付要求金額 8,636,300 円を訴訟物の価格とした訴訟を提訴しました。

訴訟理由は渡邊和夫を第 2 納税義務者とした課税根拠の不当性等であり、第 1 回公判の平成 23 年 6 月 7 日から平成 24 年 11 月末まで計 9 回の裁判が開かれました。

裁判のポイントは「渡邊和夫の第 2 納税義務者として認定」と「行政処分の公定力」が主な争点でありました。

平成 24 年 12 月 25 日「当社の請求を棄却する」との判決が出されました。

上記判決に対しては、取締役会に諮り国税当局の壁は厚く控訴しても勝訴の可能性はかなり難しいと判断、控訴しないことに致しました。

平成 25 年 1 月 9 日に判決は確定致しました。

5：未収賠償金の償却について

平成 24 年 3 月末計上の未収賠償金 6,781,554 円（期中回収額 850,000 円）

平成 25 年 3 月末残高 5,931,554 円を平成 25 年 3 月期決算にて未収賠償金損失として特別損失処理を致します。

前項 4 「裁判関係について」に記載のとおり、これまで係争中のすべての裁判が平成 24 年度中に終了致しました。裁判が終了し債務名義が確定した債務者よりは裁判上の和解、不動産競売処分等により可能な限り損害賠償金の回収を図り当初の損害賠償請求総額 55,492,500 円に対し、49,560,946 円を回収（回収率 89.3%）致しました。

しかしながら、残された債権の回収はかなり難しいものと判断し、上記の処理と致しました。

6：平成 25 年度の収支について

平成 25 年度の収支予想につきましては、売上高で 45,780 千円（対前年度 +704 千円）当期純利益は 6,015 千円（対前年度比 +3,442 千円）を予想しており、累積損失も 3 期連続して減少する見込みであります。